平成２２年（フ）第１０４号
高知県幡多郡黒潮町佐賀1044番地
債務者　島内　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５号
高知県宿毛市西町４丁目２番20の２号棟103号、旧住所高知県宿毛市港南台２丁目８番20号
債務者　松田　　進
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４号
長野県伊那市東春近1566番地３
債務者　横澤　貴志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第９号
長野県伊那市富県4444番地
債務者　鹿野　正則
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県伊那市山寺2348番地３
債務者　田中　宏明
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１０号
茨城県潮来市日の出５丁目19番地１　県営日の出住宅30―１―１
債務者　菅谷まさ子（旧姓土岐）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７号
長野県千曲市大字上山田807番地11、前住所長野県千曲市大字上山田356番地１　メルベーユ宮Ａ―101
債務者　横沢　雅春
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１５号
長野県上田市上野1616番地35
債務者　小野沢嘉一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１９号
奈良県大和郡山市北西町154番地60
債務者　村上　佳隆
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
奈良市法蓮町306番地の４
債務者　村上　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
青森市旭町２丁目21番35号
債務者　奈良　智和
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
青森市長島２丁目20番11号
債務者　豊川　厚子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
山口県下松市東陽６丁目２番８―304号
債務者　徳原　知恵
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２４４号
山口県周南市大字徳山8396番地の１　市営住宅２棟105号
債務者　藤原喜美子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１２号
山口県光市光井４丁目９番21―８号
債務者　鶴岡　和義
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１１２１号
熊本市八王寺町３番９号
債務者　鳩野くるみ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７８１号
大阪府東大阪市菱江６丁目６番20号
債務者　瀬田　清美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部